

2024 年度前期分 高等教育修学支援新制度による授業料減免継続 **A様式2**申請期間

日本学生支援機構給付奨学生は、採用された区分に応じて授業料が減免されます（第Ⅰ区分＝授業料全額免除、第Ⅱ区分＝授業料 2/3 免除、第Ⅲ区分＝授業料 1/3 免除、第Ⅳ区分＝授業料 1/4 免除）。2024 年度前期の授業料減免継続を希望する学生は、**A様式2**を愛媛大学ホームページからダウンロードし、**A4サイズに印刷**して以下の申請期間内に必ず提出してください。

<A様式2の申請期間>

受付日	受付時間	受付場所
2024年 3月29日(金)17:00まで 土日祝日除く	8:30～11:30 13:30～17:00 厳守	・学生生活支援課授業料免除窓口 (図書館1階西) ・医学部：学務課学生生活チーム ・農学部：事務課学務チーム

申請書は、窓口または郵送で受付します。窓口提出の場合は、受付期間内に持参してください。郵送の場合下記宛先にレターパックライトで送付してください。

※ 窓口の場合は、**3月29日(金) 17:00厳守**で提出してください。

※ 郵送の場合は、**3月29日(金) 必着**で送付してください。

<送付先>

【城北地区学部生】〒790-8577 松山市文京町3番

愛媛大学 教育学生支援部 学生生活支援課 学生生活支援チーム

※レターパックライトの品名欄に「A様式2在中」と記入してください。

【医学部】〒791-0295 東温市志津川454 愛媛大学医学部学務課 学生生活チーム

【農学部】〒790-8566 松山市樽味3丁目5番7号 愛媛大学農学部事務課 学務チーム

注1) 医学部及び農学部の学生は各学部提出してください。（窓口提出の場合のみ城北提出可。）

注2) 既に提出済（2024年1月20日以降に提出）の場合は、改めて提出する必要はありません。

(注意事項)

- 令和6年4月現在（学年は新学年）で記入してください。
- 2024 年前期に給付奨学金の受給資格があることが前提となります。家計審査及び学力審査の結果、給付奨学生としての基準を満たさない場合は、高等教育修学支援新制度の授業料減免を受けることはできません。「休・停止中」となっている場合も提出してください。
(学力審査で「廃止」となった者は提出不要です。なお、今後の授業料減免は受けられません。)
- 期限までに提出がない場合、授業料減免の認定が受けられません。
- 2024 年度前期分授業料減免結果通知書は8月始めに郵送予定です。結果通知書に従って納付してください。結果が判明するまで授業料の納付は猶予されます。（口座引落の場合は、結果が判明するまで授業料の引落を停止します。）
- 【任意】2019 年度以前入学の学部生は経過措置申請が可能です。（但し、留年による修業年限超過者は不可）申請を希望される方は申請期間（愛媛大学ホームページに2月掲載予定）を確認し、書類を揃えて提出してください。なお、日本学生支援機構給付奨学金に申請していることが前提となります。

日本学生支援機構 給付奨学生（受給中・休停止中）の方

【高等教育修学支援新制度による授業料減免継続申請要領】 **A様式2**

日本学生支援機構給付奨学金を申請し採用された場合、支援区分に応じて授業料が減免されます。授業料の減免継続を申請する学生は、下記提出書類を必ず提出してください。

提出書類

● **A様式2** 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等 減免の対象者の認定の継続に関する申請書」を提出

● 84 円切手(結果通知書返送用)1枚

- ・窓口提出者：申請書提出時に封筒を配付します。84円切手を持参ください。
- ・郵送提出者：各自で長形3号の封筒(縦 235 mm×横 120 mm)を1枚準備し、封筒に学資負担者住所・学資負担者氏名・学生氏名・学生証番号を記入し、84円切手を貼付して申請書提出時に同封してください。

※＜学資負担者＞

- ・通常は父又は母
- ・父母がいない場合は、入学手続き時に届け出た保証人

※「様」まで書いてください。

※マンション名・部屋番号まで記載してください。

＜●結果通知用封筒 見本＞
封筒シールははがさないでください。
(大学側で結果通知書を封入するため)

切手貼付

郵便番号

学資負担者住所

学資負担者氏名 様

学生氏名 様

学生証番号

(注意事項)

1. 給付奨学金に申し込んだうえで、家計基準及び学力基準等を満たさなかったため認定を受けることができなかった者は、同じ期間、高等教育修学支援新制度の授業料減免対象者としても認定を受けることはできません。
2. 日本学生支援機構給付奨学生で授業料減免を継続する学生は全員提出が必要です。
3. 授業料の減免継続を希望する場合は年に2回(前期・後期)A様式2を提出していただきます。
本年度後期分(8月～9月末)・翌年度前期分(2月～3月末)の提出が必要です。
例1)前期に給付奨学金を新規申請しA様式1を提出し給付奨学生となった場合、後期はA様式2を提出。
例2)現在給付奨学生(受給中)の場合は前期も後期もA様式2を提出。
例3)給付奨学金が「休・停止中」の方も家計基準の見直しによって、給付奨学金が再開される場合がありますのでA様式2を提出。

4. 申請書は、窓口または郵送で受付します。窓口提出の場合は、受付期間内に持参してください。
郵送提出の場合はレターパックライトで送付してください。

＜郵送先＞ 城北地区

〒790-8577 松山市文京町3番

愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課

学生生活支援チーム あて

品名に「A様式2 在中」と記入。

電話番号：089(927)9169

※医学部、農学部の学生は該当学部の指定窓口へ提出してください。

＜窓口＞

学生生活支援課（図書館1階西）

医学部の学生：医学部学務課学生生活チーム

農学部の学生：農学部事務課学務チーム

日本学生支援機構給付奨学生(受給中・休停止中)の方

学生証番号										氏名	
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

令和6年 月 日

愛媛大学長 殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、愛媛大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が愛媛大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

◎来年度前期分：来年度4月現在（新学年）で記入
◎本年度後期分：10月現在で記入

申請者	フリガナ				入学年月	年 月 入学
	氏 名					
	生年月日	(西暦)	年	月	日生 (歳)	
	現住所	〒 都道府県 市区町村				
	所属学部・学科等				学生証番号	
	学年(新学年)		昼間・夜間	□昼(昼夜開講を含む) □夜(法文学部夜間主コース)		
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報					
	給付奨学金の奨学生番号	5 - 0 4 -				

＜結果通知送付先＞※封筒と同じ住所をご記入ください。（原則、学資負担者（父母等）の住所）

〒

※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受給すること。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

学部生：継続申請(A様式2)対象**授業料減免のしおり**

(制度等、諸注意について記載しています。必ずご一読ください。)

愛媛大学学生生活支援課学生生活支援チーム

1. 高等教育の修学支援新制度(授業料減免 + 給付奨学金)について

本学の学部生(留学生を除く)の授業料免除は、「高等教育の修学支援新制度」(以下、「新制度」という)が適用されます。

新制度は、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学部生(留学生を除く)に対して、日本学生支援機構(以下、機構(JASSO)という)が実施する給付奨学金の支給と、その支援区分に従って本学の授業料を免除する制度で、令和2年4月から実施されています。

機構(JASSO)の給付奨学生に採用された学部生(留学生を除く)は、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」(A様式2)を提出することにより、給付奨学金の支援区分(第Ⅰ～第Ⅳ区分)に応じて、授業料について、全額、2/3の額、1/3の額、1/4の額が減免されます。

支援区分の種類	給付奨学金	授業料免除
第Ⅰ区分	自宅通学 29,200 円 (※33,300 円) ／ 自宅外通学 66,700 円	全額免除
第Ⅱ区分	自宅通学 19,500 円 (※22,200 円) ／ 自宅外通学 44,500 円	2/3 免除
第Ⅲ区分	自宅通学 9,800 円 (※11,100 円)) ／ 自宅外通学 22,300 円	1/3 免除
第Ⅳ区分 (令和6年度 から)	自宅通学 7,300 円 (※8,400 円) ／ 自宅外通学 16,700 円	1/4 免除

※生活保護(扶助の種類問わず)を受けている生計維持者と同居及び児童養護施設等から通学する者は、上表のカッコ内の金額となります。

2. 給付奨学生採用後の手続き

給付奨学生として採用された後は、大きく「給付奨学金」と「授業料減免」の2つの手続きがあります。
黄色の箇所は、採用者(あなた)が定期的に行っていただく手続きです。

< 給付奨学金 >

- (1) 採用後、「自宅外通学であることの証明書類」を提出(自宅外通学選択者のみ)
- (2) 適格認定(家計)・・・奨学金支給期間中、毎年、機構(JASSO)があなたと生計維持者の住民税情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準による支援区分の見直しを行います。

家計基準については以下の機構(JASSO)のホームページを参照してください。
日本学生支援機構 在学中の適格認定(家計)
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/tsujo/index.html

※JASSOの確認の結果、10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。

※所得税・住民税の情報を修正申告(収入・所得の下方修正や控除の追加等)した場合は、以下の機構(JASSO)のホームページをご確認のうえ、機構(JASSO)に、支援区分の再判定の申請を行ってください。
日本学生支援機構 適格認定(家計)に係る支援区分の再判定
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/saihantei/tekikakunintei.html>
- (3) 適格認定(学業成績等)・・・在学(愛媛大学)により、学年末に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構(JASSO)に報告されます。

※年度末の学業成績による適格認定において、学業不振のため基準を満たさない場合は、「廃止」や「停止」、「警告」と認定され、「**廃止**」となった場合には、次年度以降の授業料免除及び給付奨学金が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請もできませんので、「廃止」になることがないように、給付奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。

※愛媛大学の給付奨学金適格認定基準の詳細は、以下のURLをご確認ください。
給付奨学金適格認定基準(PDFファイル 135KB)
https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2023/09/R51001kyufu_kijyun-2-1.pdf
- (4) **在籍報告**・・・在籍状況や通学形態等について、定期的(毎年4月、10月)にインターネット(スカラネット・パーソナル)を通じて報告する必要があります。
- (5) **給付奨学金継続願の提出**・・・給付奨学金の継続を希望するかどうかを毎年1回(12月頃)、インターネット(スカラネット・パーソナル)を通じて機構(JASSO)へ提出する必要があります。

※ 給付奨学金に関する在学中の手続きの詳細は、以下の機構(JASSO)ホームページをご参照ください。日本学生支援機構 給付奨学金に関する在学中の手続き
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/index.html>

※ 給付奨学金については、愛媛大学奨学金制度のホームページ・掲示板・修学支援システムを確認のうえ、期限までに手続きしてください。(期限までに提出がないと給付奨学金の支給が止まるのでご注意ください。)

<授業料免除>

○**授業料減免継続申請**…前期(2～3月)・後期(8～9月)の年2回、「A様式2」を提出



3. 授業料減免の申請書類の提出～選考結果等について

(1)申請時期等

1. 授業料の減免継続を希望する場合は、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」(A様式2)を提出していただく必要があります。
2. 「A様式2」の申請時期は年に2回(前期・後期)あります。
(翌年度前期分)令和6年2月～3月29日(金)17時まで
(翌年度後期分)令和6年8月～9月末予定
3. 申請方法等の詳細は、「高等教育修学支援新制度による授業料減免継続申請要領」(A様式2)をご確認ください。

(2)注意事項

1. 減免申請を行った者は、選考結果が通知されるまでの間、申請した授業料の納付が猶予されますので、選考結果が通知されるまで納付しないでください。
(口座引落の場合は、結果が判明するまで授業料の引落を停止します。)
2. 申請後に休学される場合は、必ず学生生活支援チームまでご連絡ください。

既に休学が決まっている方は、休学期間中の「A様式2」の提出は不要ですが、
復学予定の方は、復学後の学期の「A様式2」の提出をお願いします。
(休学・復学についての手続きは、各学部担当チームにお問い合わせください。)
3. 転居等で通知送付先の住所に変更がある場合は、速やかに学生生活支援チーム
までご連絡ください。(修学支援システムの住所変更登録は各自で行ってください。)

(3)選考結果等について

1. 選考結果の通知時期
(翌年度前期分)令和6年8月上旬予定
(翌年度後期分)令和7年1月中旬予定
2. 納付期限(選考結果が「不許可」又は「一部免除」の場合)
(翌年度前期分)令和6年8月下旬予定
(翌年度後期分)令和7年1月下旬予定

※授業料減免の選考結果は、申請時に提出していただいた結果通知用封筒(普通郵便)にて通知します。結果通知に従って、期限までに納付してください。
(授業料の口座登録をしている方は、指定する期日に登録口座から引き落としを行います。)

※家計基準による判定については、機構(JASSO)が、奨学金申請の際、皆さんが提出したマイナンバーから住民税情報を読み取ったうえで審査しています。税の更正請求等をされ、住民税情報に変更が生じた場合は、再判定を申請することができますの、次ページの機構(JASSO)までご連絡ください。



4. 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

<お問い合わせ先>

愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課学生生活支援チーム
(城北キャンパス中央図書館1階西側) 電話番号: 089(927)9169

※ 【お願い】結果等についての電話でのお問い合わせは個人情報保護の観点からお答えできませんので、ご了承ください。結果等についてご不明な点がある場合は、申請者本人が学生証を持参のうえ、窓口にてお問合せください。

<愛媛大学ホームページ>

授業料免除等 <https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship-exemption/>



奨学金制度 <https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship/>



※ 授業料免除等や奨学金について大切なお知らせを掲載しています。
ホームページを定期的に確認してください。